

別添3 農福連携型（農福連携支援事業及び整備事業）

第1 目的

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等により労働力の減少、荒廃農地の発生等の課題が生じています。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

農福連携の取組を積極的に行うことにより、障害者等の雇用・就労による労働力の確保、農地の維持・拡大、荒廃農地の解消や発生防止、地域コミュニティの維持に繋がるものとなります。

このため、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。

第2 提案書の作成及び提出

1 応募に必要な書類

(1) 令和8年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）地域活性化型、農泊推進型、農福連携型事業（全国単位の取組提案者向け事業を除く。）公募要領（以下「公募要領」という）第4の1に掲げられる書類（別紙様式1号及び別添様式）

(2) 別紙様式1号に添付する資料

ア 配分基準別表1（成果目標に基づくポイント）の規定に基づき設定した成果目標における現況値ポイントについて、記入した現況値であることが確認できる資料

イ 配分基準別表2の番号3（事業実施の確実性・継続性の確保）及び番号4（事業遂行のための実施体制の妥当性）に基づくポイントの評価項目に関する内容が確認できる資料

ウ 配分基準別表3（他施策等との連携に基づく加算ポイント）の規定に基づき加算される場合において、他施策と連携する取組であることが確認できる資料
なお、農福連携型（農福連携支援事業・整備事業）において、農村振興局長が別に定める連携に努める施策は実施要領別記5の第13によるものとします。

(3) 提案書に添付する資料

別添様式の「8 添付資料（2）提案書に添付する資料」のとおり

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書の別紙はA4判13ページ以内で記入してください。

なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 13ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イ

ラスト、写真等は、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用、提案内容に一貫性がなく整合性が図られていない等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 交付対象外の取組

本事業による取組が以下の事業による取組と内容が重複する場合には、本事業に応募することはできません。(ウからカまでの事業は厚生労働省が所管する事業です。)

ア 農山漁村振興交付金 (都市農業機能発揮対策)

イ 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業 (農福連携型))

ウ 社会福祉施設等施設整備費補助金

エ 障害者作業施設設置等助成金

オ 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

カ 農福連携プラス推進モデル事業